

電子的成果品作成要領

1 基本事項

- ① 貸出用CADデータの複製は、必要以上に行わない。(CD等に1枚まで)
- ② CADデータは、完成図作成を目的として使用し、他のものに一切使用しない。
- ③ 工事中及び工事施工後であっても、CADデータの管理を徹底する。
また、設計時の技術計算書の貸し出しも、必要に応じて行うので、同様な管理を行うこと。

2 完成図の内容

- ① 設計図の内容と同一とするが、特筆する内容がある場合は、監督員と協議の上加える。
- ② 設計図に参考姿図等の記載がある場合は、実際に使用した機器の姿図等とする。
- ③ 構造計算書、熱負荷計算書等技术的な資料は、完成図に添付する。

3 電子媒体による提出物 ※部数 2部(営繕課用、施設用)

- ① 完成図CADデータ及び完成図PDFデータ
作成に使用した元CAD形式とSXF(sfc)形式及び元CADデータからPDF形式に変換したもの
- ② 技術的な計算書 原則はPDF形式
- ③ 主要材料・機器製造者一覧(メーカーリスト) 原則はPDF形式
- ④ 承諾図・製作図 原則はPDF形式とするが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- ⑤ 機器性能試験成績書 原則はPDF形式とするが、これにより難しい場合は、監督員と協議する。
- ⑥ 保守に関する説明書(機器取扱説明書を含む)
- ⑦ 官公署届出書類
スキャナー等で読み込み、ファイル形式の必要に応じてPDF形式に変換する。
※ 施設用成果品のプラスチックケースには「大切に保管してください。なお、営繕課職員から提示を求められたときには、いつでも取り出せるようにしてください。」を貼り付ける。

4 完成図CADデータ作成上の留意事項

① 電子成果品

電子成果品の情報は、次の条件を満たさなければならない。

- 1 情報の真正性が確保されていること。
- 2 情報の見読性が確保されていること。
- 3 情報の保存性が確保されていること。

【解説】

- 電子成果品が第三者により書き換えられないようにするため、電子成果品には、真正性、見読性、保存性を確保する必要がある。
- 真正性の確保とは、正当な人が作成した電子成果品の情報(文書、図面等)に対し、故意又は過失による虚偽記入、書き換え、消去及び混同が防止されているとともに、第三者から見て作成の責任の所在を明確にすることをいう。
- 見読性の確保とは、電子成果品の情報(文書、図面等)を必要・目的に応じてパソコン等電子機器を用いて速やかに確認可能な状態を確保することをいう。
- 保存性の確保とは、電子成果品の情報(文書、図面等)が、規定で定められた期間において真正性と見読性を満足した状態で保存することをいう。
- 上記の3条件を満たす電子的な納品の手段として、CD-R(一度しか書き込みができないもの)の使用による納品を原則とする。
- CD-Rの論理フォーマットは、Joliet又はUDF(UDF Bridge)とし、Jolietを原則とする。
- 原則、電子媒体はCD-Rとするがデータが大容量になり複数枚の電子媒体になる場合は、DVD-Rの使用も可能とする。

② 電子媒体の表記規則

電子媒体については、以下の各項目に従うものとする。

- 媒体には、以下の情報を明記する。
 - ① 工事名称
 - ② 工事場所
 - ③ 契約番号
 - ④ 発注担当部署名称
 - ⑤ 請負者名称
 - ⑥ 作成年月
 - ⑦ 枚数／総枚数
 - ⑧ ウイルスチェックに関する情報
 - ⑨ CD-R（DVD-R）フォーマット形式
 - ⑩ 「完成図・保全資料」
 - ⑪ 電子媒体の内容の原本性を証明するために、直接署名又は捺印を行う。
- 電子媒体は、プラスチックケースに入れて納品する。

【解説】

- 納品するCD-R等に直接専用のプリンターで、必要項目を黒色で全て記載するものとする。そのために、CD-R等の表面はプリンター専用のものでし、捺印を行うため白色とする。
- シールによっては温湿度の変化で伸縮し、電子媒体に損傷を与えることがあるためシールの使用は禁止する。
- 「ウイルスチェックに関する情報」は、「使用したウイルス対策ソフト名」、「ウイルス（パターンファイル）定義年月日またはパターンファイル名」、「チェック年月日（西暦表示）」を明記する。

図 電子媒体への表記(例)



③ ウイルス対策

- 請負者は、電子成果品が完成した時点で、ウイルスチェックを行う。
- ウイルス対策ソフトは特に指定はしないが、信頼性の高いものを利用する。
- 最新のウイルスも検出できるように、ウイルス対策ソフトは常に最新のデータに更新（アップ デート）したものを利用する。